

平成二十一年三月十七日受領
答弁第一九三号

内閣衆質一七一第一九三号

平成二十一年三月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出西松建設による巨額献金事件に対する政府高官の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出西松建設による巨額献金事件に対する政府高官の見解に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「新聞報道」については承知している。

二から五までについて

漆間巖内閣官房副長官は、本年三月九日の参議院予算委員会及び総理大臣官邸における記者会見において、御指摘の「新聞報道」については、本年三月五日に行われた記者との懇談で行った発言であると思われるが、当該発言は、個人的な経験及び識見に基づいて、あくまで一般論として違法性の認識の立証がいかに難しいか等を述べたものであり、特定の政党や議員への捜査の帰趨^{すう}等、検察による捜査の中立性あるいは公平性を否定するような発言はしていないと考えていたこと及び法務・検察当局から捜査情報に関する報告を受けたことはない旨を説明した上で、本人の真意が伝わらない形で報道され、多くの皆様に御迷惑をかけたことについて陳謝したと承知している。

六及び七について

検察当局においては、常に法と証拠に基づき、厳正公平、不偏不党を旨として、適切に事件を処理しているものと承知している。